

福岡県公報

平成25年4月23日
第3490号

目次

告示(第676号-第693号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) …………… 1
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画 (農山漁村振興課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (環境保全課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 地方自治法第171条第4項の規定に基づく出納員の事務の委任 (建築都市総務課) …………… 5
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 6
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 6
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 6

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 7

公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 7

公安委員会

- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 7
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 8
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 8
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 8

海区漁業調整委員会

○共同漁業及び区画漁業の漁場計画にかかる公聴会の開催 (漁業管理課) …………… 8

告 示

福岡県告示第676号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市鐘崎	岩 瀬 政 敏	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	小型船びき網漁業 及び小型一般漁業
〃	刀 根 孝 幸		
宗像市鐘崎	新幸水産(有) 八 尋 義 幸	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	一般まき網漁業
〃	共進水産(有) 宗 岡 讓		

宗像市鐘崎 〃	広橋幸年 縄田利男	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	ふぐ延縄漁業及び しいらまき網漁業
宗像市鐘崎 〃	七田勇人 権田正一	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船により 営む漁業であってふぐ延 縄漁業、しいらまき網漁 業及び一般まき網漁業以 外のもの

福岡県告示第677号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか16市町村の平成25年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 波打町・響南町・原町・東小石町・栄盛川町・深町一丁目の各一部 小倉南区 沼南町二丁目、沼南町三丁目・新曽根の各一部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
福岡市	干隈三丁目、干隈五丁目	〃
田川市	弓削田・猪国・伊加利・夏吉の各一部	〃
柳川市	三橋町柳河、三橋町枝光、三橋町吉開、三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯島	〃
大川市	紅粉屋	〃
行橋市	大橋二丁目的一部	〃
小郡市	三沢・力武の各一部	〃
春日市	春日原北町、春日原南町	〃
古賀市	谷山	〃

宮若市	倉久、四郎丸	〃
みやま市	瀬高町文廣・瀬高町本郷の各一部	〃
香春町	大字採銅所・大字香春・大字中津原・大字高野の各一部	〃
糸田町	貴船・宮床・宮川一の各一部	〃
大任町	大行事の一部	〃
赤村	大字赤の一部	〃
みやこ町	犀川八ツ溝、木山・犀川本庄の各一部	〃
上毛町	宇野・垂水・中村・吉岡・大ノ瀬・八ツ並の各一部	〃

福岡県告示第678号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人 改革プロジェクト
 - (2) 代表者の氏名
立花 祐平
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県宗像市徳重1丁目9番11号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、便利になっていく世の中の反面で、自然の豊かさ、社会への関心、他人や地域との関わり合いが失われていくことに危機感を持ち、市民が社会貢献のために行動できる基盤を作ること、誰もが社会や他人のことを思いやれる精神を

持って行動でき、心豊かに暮らせる世の中を創出することを目的とする。

福岡県告示第679号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと夢ランド

(2) 代表者の氏名

吉井 清美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区八田2丁目38番地22-105号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、過疎化する村と都市の相互協力により過疎地が抱える課題である住民福祉の向上や雇用などの問題の解決を図ることや過疎地の有する多面的、公益的機能の維持を図りながら新しい地場産業の開発を行い「人間らしく生きること」、「自然との係わり」などを基本に、インターネットを有効活用して村と都市との友好的な交流を作りだすことを目的とし、不特定多数の利益に寄与する。

福岡県告示第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・213号 アイランド中央2号線

3 事業施行期間

平成25年4月23日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区香椎照葉六丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第681号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年5月福岡県告示第836号広川都市計画下水道事業広川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

広川町

2 都市計画事業の種類及び名称

広川都市計画下水道事業広川公共下水道

3 事業施行期間

平成11年4月26日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第389号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成24年福岡県告示第389号による変更後の事業地のうち、次の地内において事業地を変更する。

福岡市城南区田島四丁目の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドン・キホーテ飯塚店

(2) 所在地 福岡県飯塚市椿字コモヲ112番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しく影響を与えないようにすること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・防犯上緊急避難場所として駐車場等の利用をお願いしたい。

(5) 騒音の発生に係る事項

・夜間における騒音レベルの最大値の予測値がすべての予測地点で基準を超過しているため、周辺住民等から騒音の苦情があった場合は誠意を持って速やかに対応すること。

(6) 廃棄物に係る事項等

・意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

・意見なし

(8) その他

・意見なし

福岡県告示第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見

の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 夜須ショッピングセンター
 - 所在地 福岡県朝倉郡筑前町篠隈字近牟田327番1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第685号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について次のとおり指定を解除する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1311番1及び1312番2の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第686号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大城三丁目140番1及び140番8から140番20まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区5丁目14番22号
株式会社 秀建
代表取締役 栗原 秀利

福岡県告示第687号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、平成25年4月22日、出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を分任出納員に次のように委任させたので告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

課又は財務担当所名	分任出納員	分任出納員の事務
建築都市総務課	建築都市総務課契約室における工事の契約を担当する職員	建築都市総務課契約室における次の事務 <ol style="list-style-type: none">工事の契約解除に伴う前払金余剰額利息の収納及び収納金の払込み工事の契約に係る福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第106条に規定する科目及び会計の区分等の更正に関する事務工事の契約に係る福岡県財務規則第189条第1号イ及び第2号イに掲げる入札保証金並びにこれに代わる有価証券の出納保管（落札者に係るものの払戻しを除く。）

福岡県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成25年4月12日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
浜田土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成25年4月23日から平成25年5月24日まで	福津市役所

福岡県告示第689号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字新津字尾倉田1553番2、1553番5から1553番23まで及び1559番1並びに里道・水路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字新津1559番4
凡申産業 株式会社
代表取締役 荒木 久美夫

福岡県告示第690号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
516	福岡市博多区博多駅南5-4-1 株式会社ピース・ユアーズ	福岡市城南区鳥飼6丁目1-1 福岡市城南区役所内売店	平成25年4月10日

福岡県告示第691号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
518	広島市西区己斐本町1丁目17番14号 株式会社ホーユー	福岡市西区内浜1丁目4-1 福岡市西区役所内売店	平成25年4月10日

福岡県告示第692号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
517	広島市西区己斐本町1丁目17番14号 株式会社ホーユー	福岡市東区箱崎2丁目54-1 福岡市東区役所内売店	平成25年4月10日

福岡県告示第693号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	49	福岡市中央区天神1丁目8番1号 一般財団法人福岡市職員厚生会	福岡市南区塩原3-25-1 福岡市南区役所職員厚生会売店	平成25年 4月10日
旧			福岡市南区塩原3-25-1 福岡市南区役所職員厚生会売店 福岡市東区箱崎2-54-1 福岡市東区役所職員厚生会売店 福岡市西区内浜1-4-1 福岡市西区役所職員厚生会売店 福岡市城南区鳥飼6-1-1 福岡市城南区役所・水道局城南営業者合同庁舎職員厚生会売店	

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社マツダクリーンサービス

(2) 所在地

長崎県長崎市新戸町三丁目25番3号

(3) 代表者

代表取締役 松田 勝己

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成25年4月10日

4 処分の理由

事業者が、平成25年3月8日午前10時、長崎地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため

公安委員会

福岡県公安委員会告示第95号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月23日

福岡県公安委員会

表中	「 菟田自動車学校 京都郡菟田町大字集2637 嘉久明子	」 を	「 菟田自動車学校 京都郡菟田町大字集2637	」
----	---------------------------------------	--------	-------------------------------	---

「 菟田自動車学校 京都郡菟田町大字集2637 中島洋美	」 に改める。	「 菟田自動車学校 京都郡菟田町大字集2637	」
---------------------------------------	------------	-------------------------------	---

福岡県公安委員会告示第96号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成10年4月福岡県公安委員会告示第57号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月23日

福岡県公安委員会

表中	「 苺田自動車学校 京都郡苺田町大字集2637 嘉久明子	苺田自動車学校 京都郡苺田町大字集2637	を
----	---------------------------------------	--------------------------	---

	「 苺田自動車学校 京都郡苺田町大字集2637 中島洋美	苺田自動車学校 京都郡苺田町大字集2637	に改める。
--	---------------------------------------	--------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第97号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月23日

福岡県公安委員会

表中	「 モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1 島田修	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1	を
----	---	-----------------------------------	---

	「 モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1 中島洋美	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1	に改める。
--	--	-----------------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第98号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月23日

福岡県公安委員会

表中	「 モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1 島田修	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1	を
----	---	-----------------------------------	---

	「 モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1 中島洋美	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1	に改める。
--	--	-----------------------------------	-------

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、共同漁業及び区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成25年4月23日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 高松三男

- 開催日時
平成25年5月1日（水）14時
- 開催場所
福岡県京都郡苺田町磯浜町1丁目2番6号 豊前海水産会館
- 案件
福岡県豊前海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画について
- 公述者の範囲
(1) 漁業権者

- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者